

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ロックタウン和気 A地区  
所在地 和気郡和気町福富四四二一ーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 ロック開発株式会社  
住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六七  
代表者の氏名 代表取締役社長 大門 淳
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
ロック開発株式会社  
（変更前）代表取締役社長 羽間 和彦  
（変更後）代表取締役社長 大門 淳
- 4 変更年月日  
平成二十二年五月二十七日

二 届出年月日

平成二十二年十二月三日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
平成二十二年十二月十四日から平成二十三年四月十四日まで
- 2 縦覧の場所  
岡山県産業労働部経営支援課